

①総和庁舎 Tel.92-3111  
 ②古河庁舎 Tel.22-5111  
 ③三和庁舎 Tel.76-1511  
 ④健康の駅 各課直通電話番号  
 ⑤古河福祉の森会館 各課直通電話番号  
 各庁舎の住所は33ページをご覧ください

市役所から

隣保館臨時休館

日時 4月29日(金)～5月1日(日)…  
 終日、5月3日(火)～5日(木)…17時  
 ～22時  
 隣保館Tel.48・1989

イベントの中止

新型コロナウイルス感染拡大  
 防止のため、中止となります。

■渡良瀬遊水地フライン作戦

問 ③環境課

マイナンバーカード  
交付のため休日開庁します

交付通知書に記載された書類を  
 持参してください。申請のサポー  
 トも行います。

期日・場所

①5月1日(日)…③市民総合窓口室  
 ②5月8日(日)…⑤市民総合窓口室  
 ③5月29日(日)…②市民総合窓口課  
 受付時間 8時30分～11時30分、  
 13時～17時  
 ※指定場所以外での交付を希望す  
 る場合は①4月27日(水)②5月2日

住民税非課税世帯(家計急変世帯)等に対する臨時特別給付金の申請について

令和3年1月以降、新型コロナウイルスの影響で、所得が市民税非課税世帯と同程度の水準に落ち込んだと認められる世帯に対し10万円(1世帯)を給付します。また、配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している人(DV等避難者)で、住民票を移すことができない場合でも、配偶者や親族等と生計を別にし、収入が非課税世帯相当額である場合は、対象となる可能性があります。窓口での相談を希望する場合は、問い合わせください。



家計急変世帯の収入(所得)の目安【給与収入の場合】

家族構成	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身者または扶養親族なし	96万5000円	41万5000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養	146万9000円	91万9000円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親	204万3999円	135万円

※令和3年中の収入または令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少した任意の1ヵ月の収入を12倍した金額で審査を行います。

給付額 1世帯あたり10万円(1回限り)

※振り込みまで1～2ヵ月程度かかります。

- 必要書類
- ・家計急変申請書(市ホームページからダウンロード可)
  - ・簡易な収入(所得)見込額の申立書(市ホームページからダウンロード可)
  - ・所得額が確認できる書類(給与明細や預金通帳の写し、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票の写し、年金確定通知や年金額改定通知書等、その他事業収入や不動産収入がある場合は帳簿など収入額がわかる書類など)
  - ・本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポート等)、振込口座の確認できる書類等
- ※DV等避難者の場合はそのことを証明する書類等が必要になります。

対象 申請時点で古河市に住民登録があり、令和3年1月以降、新型コロナウイルスの影響で、所得が市民税非課税世帯と同程度の水準に落ち込んだと認められる世帯

※住民税非課税世帯等に対する給付金を受給した世帯、および世帯員全員が住民税課税者の扶養になっている世帯は対象外です。

申込期限 6月30日(木) ④⑤

問 臨時特別給付金コールセンターTel.91-1215

(〒306-0221 古河市駒羽根1501 臨時特別給付金対策室)

(月)③5月25日(水)までにご連絡ください。  
 問 ③市民総合窓口課

ニセ電話詐欺にご注意を

警察署、金融機関、市役所などの職員が電話で暗証番号を聞くことやキャッシュカードを受け取りに行くことは絶対にありません。不審な電話を受けた場合はご連絡ください。

警察安全相談ダイヤル

#9110

ニセ電話詐欺通報専用ダイヤル

Tel.029・301・0074

古河警察署 Tel.30・0110

問 ③交通防犯課

市の組織等の一部が変わります

市民サービスの向上や業務の効率化を目指し、組織等を見直します。

○人権推進課を新設

○スポーツ振興課を市役所古河庁舎2階に移転

○高齢介護課を健康の駅1階に移

転、社会福祉課を2階に移転  
 問 ③企画課

高齢者サポートセンター総和の所在地・連絡先等変更

場所 特別養護老人ホーム「希望の森」(上大野1889・1)  
 受付時間 月～土曜日、8時30分～17時15分(日曜日、祝日を除く)  
 問 高齢者サポートセンター総和  
 Tel.23・5661

予防接種・ワクチンのご案内

■成人用肺炎球菌未接種者

予防接種費用の一部助成  
 接種期限 令和5年3月31日(金)  
 接種場所 指定医療機関

対象 ①令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害(身体障害者手帳1級)のある人

※①の対象者には4月上旬に通知

します。②の対象者は接種前に申請が必要です。



助成額 3千円

■日本脳炎定期予防接種(無料)

対象 定期接種を受けておらず、

①②いずれかに該当する人

①平成19年4月1日以前に生まれ

た20歳未満の人

②平成19年4月2日～平成21年10

月1日に生まれた9歳以上

13歳未満の人

■子宮頸がん予防ワクチン(無料)

特例措置の対象者は定期接種として受けることができます。対象者には順次案内します。

対象 ○定期接種…令和4年度に

12歳～16歳になる女性

○個別通知…令和4年度に13歳、

16歳になる女性

○特例措置…平成9年度～平成17

年度に生まれた女性

■風しんの抗体検査(無料)

3年間延長になりました。

対象 昭和37年4月2日～昭和54

年4月1日生まれで、抗体検査未

実施の男性

【共通事項】

申込・問 ④健康づくり課

Tel.48・6882

